

○特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年十一月二十一日郵政省令第三十七号）案新旧対照条文

（傍線部分は改正部分）

意見募集後の修正案	現 行
<p>様式第7号(第8条、第20条、第27条及び第36条関係) 表示は、次の様式に記号[R]及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものである。 (イメージ図略)</p> <p>注1 大きさは、直径5ミリメートル以上(体積が100cc以下の無線設備にあつては、直径3ミリメートル以上)であること。</p> <p>2 材料は、容易に損傷しないものであること(電磁的方法によつて表示を付す場合を除く。)</p> <p>3 色彩は、適宜とする。ただし、表示を容易に識別することができるものであること。</p> <p>4 技術基準適合証明番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4文字目又は5文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。 (表略)</p> <p>5 <u>工事設計認証番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4文字目は「- (ハイフン)」とし、5文字目から10文字目までは登録証明機関又は承認証明機関が一の認証工事設計ごとにアラビア数字若しくは英字又はこれらの組合せにより定めるものとする。ただし、次に掲げる場合は、それぞれ次のとおりとする。</u></p>	<p>様式第7号(第8条、第20条、第27条及び第36条関係) (同上)</p> <p>(同上)</p> <p>(同上)</p> <p>注1 (同上)</p> <p>2 (同上)</p> <p>3 (同上)</p> <p>4 技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4文字目又は5文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。 (同上)</p>

(1) 異なる認証工事設計に基づく二以上の特定無線設備により一の無線設備を構成するものである場合は、当該一の無線設備に対して一の工事設計認証番号とすることができる。

(2) 認証工事設計について新たな工事設計認証をした場合は、当該認証工事設計に基づく適合表示無線設備の変更の工事を伴わないときに限り、当該認証工事設計に係る工事設計認証番号を新たな工事設計認証番号とすることができる。この場合において、当該工事設計認証番号に係る表示が付された特定無線設備については、新たな表示が付されたものとみなす。

○特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則（平成十三年十一月二十六日総務省・経済産業省令第三号）案新旧対照条文

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（電波法の適用を受ける場合の表示）</p> <p>第十五条 法第三十三条第一項の規定により電波法（昭和二十五年法律第三十一号）第三十八条の七第一項の規定が読み替えて適用される場合における特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号。以下この条において「証明規則」という。）第八条及び様式第七号の規定の適用については、証明規則様式第七号注4中「登録証明機関又は承認証明機関」とあるのは、「特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百十一号）第三十三条第一項前段に規定する登録外国適合性評価機関」とする。</p>	<p>（電波法の適用を受ける場合の表示）</p> <p>第十五条 （同上）</p>
<p>2 法第三十三条第二項の規定により電波法第三十八条の二十六の規定が適用される場合における証明規則第二十条及び様式第七号の規定の適用については、証明規則様式第七号注5中「登録証明機関又は承認証明機関」とあるのは、「特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百十一号）第三十三条第一項前段に規定する登録外国適合性評価機関」とする。</p>	<p>2 法第三十三条第二項の規定により電波法第三十八条の二十六の規定が適用される場合における証明規則第二十条及び様式第七号の規定の適用については、証明規則様式第七号注4中「登録証明機関又は承認証明機関」とあるのは、「特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百十一号）第三十三条第一項前段に規定する登録外国適合性評価機関」とする。</p>